

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月29日

【会社名】 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 北村 邦太郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 03(6256)6000(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部付部長 鈴木 啓介

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 03(6256)6000(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部付部長 鈴木 啓介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

平成25年5月29日（水）開催の当社取締役会において、当社普通株式について、海外市場（ただし、米国においては、1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集による自己株式の処分を行うことが決議され、これに従ってかかる当社普通株式の募集が本邦以外の地域において開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

- |                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類             | 当社普通株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (2) 募集株式数               | 当社普通株式217,000,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (3) 処分価格<br>(会社法上の払込金額) | 未定<br>なお、処分価格（会社法上の払込金額）の決定方法は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成25年5月29日（水）から平成25年5月31日（金）までの間のいずれかの日（以下、「処分価格決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、処分価格決定日に決定する方法による。                                                                                                                      |
| (4) 資本組入額               | 該当事項なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (5) 処分価額の総額             | 未定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (6) 資本組入額の総額            | 該当事項なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (7) 株式の内容               | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。<br>なお、当社は、普通株式のほか、第五種優先株式乃至第九種優先株式（以下、「優先株式」と総称する。）についての定めを定款に定めている。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の1,000株であり、優先株式を有する株主（以下、「優先株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない（ただし、優先株主は優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。）。これは、資金調達を柔軟かつ機動的に行うため、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。 |
| (8) 募集方法                | 海外市場における募集（ただし、米国においては、1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）とし、Goldman Sachs International 及び J.P. Morgan Securities plcを共同主幹事引受会社とする引受人に、全株式を総額個別買取引受けさせる。                                                                                                                                                                                                                               |
| (9) 引受人の名称              | Goldman Sachs International 及び J.P. Morgan Securities plc                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (10) 募集を行う地域            | 海外市場（ただし、米国においては、1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

- (11) 提出会社を取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
- 手取金の総額  
払込金額の総額 98,084,000,000円(見込)  
処分諸費用の概算額 4,304,000,000円(見込)  
差引手取概算額 93,780,000,000円(見込)  
なお、払込金額の総額は、処分価額の総額と同額であり、平成25年5月28日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として算出した見込額である。
- 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期  
上記差引手取概算額93,780,000,000円については、当面、三井住友信託銀行株式会社への預け金に充当し、グループの事業資金として活用する予定である。
- (12) 払込期日 平成25年6月13日(木)
- (13) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 該当事項なし
- (14) その他の事項 発行済株式総数及び資本金の額(平成25年5月29日現在)
- |            |                |
|------------|----------------|
| 発行済株式総数    | 4,012,486,408株 |
| 普通株式       | 3,903,486,408株 |
| 第1回第七種優先株式 | 109,000,000株   |
| 資本金の額      | 261,608百万円     |

安定操作に関する事項

該当事項なし

以上